

匝瑳市地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市の脱炭素先行地域の区域内(以下「先行地域内」という。)において、本市の地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画(そうさ!匝瑳モデルで脱炭素!~ソーラーシェアリングを中心とした脱炭素化推進プロジェクト~(令和5年11月7日環境省選定。以下「事業計画」という。))に定める事業のうち、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和4年3月30日環政計発第2203303号)別紙1地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象となる事業(脱炭素先行地域づくり事業)イ基盤インフラ整備(エ)蓄電池、同別紙1イ基盤インフラ整備(ス)に規定する既存住宅断熱改修並びに同別紙1イ基盤インフラ整備(テ)に規定する高効率空調機器及び高効率給湯器(以下これらを「住宅用設備」という。)の設置を行う者に対し、予算の範囲内において二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)交付要綱(令和4年3月30日環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。)第29条第1項に規定する間接補助金として地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、匝瑳市補助金等交付規則(平成18年匝瑳市規則第66号。第3条第1項を除き、以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、国交付要綱及び規則に定めるとおりとする。

(補助事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、第5条に定める住宅(店舗、事務所その他非居住部分を併用した住宅(以下「併用住宅」という。))を含む。以下同じ。)に未使用の住宅用設備(以下「補助対象設備」という。)を法令等(法律、政令、条例及びこれらに基づく規則その他の規程をいう。次項において同じ。)に準拠し設置する事業とする。

2 補助対象設備の要件は、次に掲げるもののほか、別表第1のとおりとする。

- (1) 整備する補助対象設備は、未使用の住宅用設備であること(中古設備は、補助金の交付対象としない)。
- (2) 各種法令等に遵守した住宅用設備であること。
- (3) 規則第23条ただし書の市長の定める期間(当該期間の年数は別表第2で定め、当該期間を以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでの間、整備する補助対象設備の補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付を申請する年度内に補助事業を実施する者であって、次に掲げる要件(第5号において第1号の個人と共同で補助事業を行うとされているリース事業者(以下「リース事業者」という。)は第5号及び第7号に規定する要件又は第6号において第1号の個人と共同で補助事業を行うとされているPPA事業者(需要家に対してPPA(エネルギーサービスプロバイダその他の者が設置した再生可能エネルギー発電設備で発電した電気を、需要家が電気と環境価値が紐付いた状態で調達し消費する契約形態をいう。以下同じ。)により電気を供給する事業者をいう。以下同じ。)は第6号及び第7号に規定する要件)を全て満たすものとする。

- (1) 本市の先行地域内に住所を有する個人(第13条の規定による本市への実績報告の日までに本市の先行地域内に住民登録をする場合を含む。)であること。
- (2) 本市に納付すべき税を滞納していないこと。
- (3) 補助対象設備の設置を実施する住宅が、第三者が所有し、又は当該住宅に補助事業を実施する者(第5号において第1号の個人と共同で補助事業を行うとされているリース事業者又は第6号において第1号の個人と共同で補助事業を行うとされているPPA事業者を除く。)以外の共有者がいる場合で、当該補助事業を実施する者自らが居住する住宅であるときは、全ての所有者又は共有者から補助事業の実施について承諾を得ていること。
- (4) 補助対象設備の設置に要する費用を負担し、補助対象設備を所有すること(所有権留保付きローン(残価設定型の契約を含む。)で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社その他の法人である場合及びリースに

より導入し、所有者がリース事業者である場合を含む。)

(5) リースにより補助対象設備を調達する場合は、補助対象設備の設置を実施する第1号の個人とリース事業者が共同で補助事業を行うものとし、当該リース事業者は、次のア及びイの要件の全てを満たす者とする。

ア リース事業者に対して補助金が交付された場合は、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。

イ 当該リースの契約(以下「リース契約」という。)は、次のいずれかを満たすことを要件とする。

(ア) 当該リースの期間(以下「リース期間」という。)が財産処分制限期間以上の契約となっていること。

(イ) リース期間が財産処分制限期間よりも短い場合は、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、財産処分制限期間満了まで継続的に使用することを担保していること。

(6) P P A事業者からP P Aにより補助対象設備(蓄電池に限る。以下この号において同じ。)を調達する場合は、補助対象設備の設置を実施する第1号の個人と当該P P A事業者が共同で補助事業を行うものとし、当該P P Aは、次のア及びイの要件の全てを満たすことを要件とする。

ア P P A事業者に対して補助金が交付された場合は、補助金額相当分が当該P P Aに係るサービス料金から控除されるものであること(市長は、P P A事業者が千葉県内に本社を有する企業の場合は、当該控除する額を補助金額相当分の10分の9とすることができる。)

イ 補助対象設備に係るP P Aは、当該P P Aの契約期間が当該補助対象設備の財産処分制限期間以上の契約となっていること。

(7) 第1号の個人(補助対象設備の設置をリース又はP P Aで行う場合は、当該個人及びリース事業者(P P Aで行う場合は、P P A事業者)(当該リース事業者又はP P A事業者が法人の場合は、当該法人の代表者及び役員))が、匝瑳市暴力団排除条例(平成24年匝瑳市条例第1号)第2条に規定する暴力団員若しくは暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(8) 住宅に設置する補助対象設備に対し、補助事業を実施する者(第5号

において第1号の個人と共同で補助事業を行うとされているリース事業者又は第6号において第1号の個人と共同で補助事業を行うとされているPPA事業者を除く。)自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、この告示に基づく補助を受けていないこと及び当該補助対象設備の設置に対し、この告示以外に法令又は予算制度に基づく国の負担又は補助並びにこの告示以外の規定による本市及び本市以外の地方公共団体(以下この号において「市等」という。)の他の交付金、補助金その他市等が当該市等以外のものに対し交付する給付金で相当の反対給付を受けないものを受けていないこと。

(補助対象設備を設置する住宅)

第5条 補助金の交付を受けることができる住宅は、別表第3の補助対象設備ごとの要件を全て満たすものとする。

(補助対象経費等)

第6条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表第4に定めるとおりとする。

- 2 補助事業に係る補助金の補助率及び上限額は、別表第5に定める。
- 3 補助金の交付の額は、補助対象経費に別表第5に定める補助率を乗じて得た額とし、当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 4 市長は、必要に応じ、予算の範囲内において、別表第5に定める補助率を減じることができる。

(交付の申請)

第7条 規則第3条の規定により、補助金の交付の申請をしようとする者(第4条第5号において同条第1号の個人と共同で補助事業を行うとされているリース事業者又は同条第6号において同条第1号の個人と共同で補助事業を行うとされているPPA事業者(以下これらをこの条、次条第2項及び第3項、第24条第2項及び第3項並びに第1号様式及び第3号様式において「共同申請者」という。))を除く。以下「申請者」という。)及び共同申請者は、補助事業に着手する前に、地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類及び別表第6に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の概要（第2号様式）
- (2) 補助対象設備の設置に係る経費の内訳が記載された見積書その他の書類の写し（補助対象設備の設置をリースで行う場合はリース事業者又はP P Aで行う場合はP P A事業者が購入する補助対象設備の購入費及び工事費が確認できる書類の写し）
- (3) 補助対象設備の設置に係るリース料金又はP P A料金の算定根拠明細書（第3号様式）（補助対象設備の設置をリース又はP P Aで行う場合のみ）
- (4) 住民票謄本の写し（続柄の記載されたもの）及び住民基本台帳の閲覧同意書（地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金交付申請書（第1号様式）第2面）
- (5) 市に納付すべき税の納税証明書の写し又は市税等納付状況確認同意書（第4号様式）
- (6) 補助対象設備を設置する住宅の位置が確認できる地図及び設計図、平面図その他の当該補助対象設備が設置される個所が分かる図面
- (7) 申請者が住宅の所有者ではない場合又は住宅に申請者以外の共有者がいる場合は、当該住宅の所有者又は共有者の全員から補助対象設備の設置の承諾を受けていることが確認できる書類
- (8) 法人に係る登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）の写し（補助対象設備の設置をリース又はP P Aで行う場合のみ）
- (9) 補助事業により設置した補助対象設備について財産処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類（補助対象設備の設置をリース又はP P Aで行う場合のみ）
- (10) 誓約書（第5号様式）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付の決定)

第8条 規則第4条の規定により、市長は、前条の申請書が提出された場合は、速やかに申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定しなければならない。

2 規則第6条の規定により、市長は、前項の規定による決定の結果を地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金交付決定（却下）通知書（第6号様式）により、

申請者及び共同申請者に通知するものとする。

- 3 申請者及び共同申請者は、第1項の規定による補助金の交付の決定を受ける前に補助事業に着手してはならない。

(交付の条件)

第9条 規則第5条の規定により付する交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業等に要する経費の配分の変更(市長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について(平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。この号において「財産処分承認基準」という。)に基づき行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、環境大臣又は地方環境事務所長が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法(明治29年法律第89号)第404条第1項の規定による法定利率により計算した延滞金を納付するものとする。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める条件
(補助事業の変更等)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者(当該者のうち個人(リース事業者又はPPA事業者である個人を除く。))を以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の決定を受けた後、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金変更等承認申請書(第7号様式)に、第7条各号及び別表第6に掲げる書類又は図面のうち当該変更に係るものを添付して、あらかじめ市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書が提出された場合は、速やかに、その内容を審査し、

承認の可否を決定し、その結果を地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金変更等承認（却下）通知書（第8号様式）により、補助事業者及び共同補助事業者（補助金の交付の決定を受けた者のうち補助事業者と共同で補助事業を行うリース事業者又はPPA事業者をいう。次項、次条、第13条、第14条第1項から第5項まで、第15条、第18条第1項、第3項、第5項及び第6項、第21条、第24条第2項及び第3項、別表第3並びに第7号様式、第9号様式、第10号様式、第13号様式及び第15号様式において同じ。）に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を変更した場合において、当該変更に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者及び共同補助事業者に対し、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

（申請の取下げ）

第11条 補助事業者及び共同補助事業者は、規則第7条第1項の規定により、第7条に規定する申請を取り下げようとする場合は、地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金交付申請取下届出書（第9号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出書の提出があった場合は規則第7条第2項の規定により、第8条第1項の補助金の交付の決定がなかったものとみなした旨を、地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金変更等承認（却下）通知書（第8号様式）により、補助事業者及び共同補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の完了）

第12条 補助事業者は、補助事業を、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の2月末日までに完了しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、市長が指定する期間とする。

（実績報告）

第13条 補助事業者及び共同補助事業者は、規則第12条の規定により、補助事業の完了の日から30日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の2月末日（同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日）のいずれか早い日までに、地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金実績報告書（第10号様式）に次に掲げる書類及び別表第7の書類を添付して市長に提出しなければな

らない。

- (1) 補助対象設備の概要（第11号様式）
- (2) 補助事業に係る工事請負契約書の写し
- (3) 領収書その他補助事業者が補助事業に係る費用を負担したことを証する書類の写し及びその内訳を示すものの写し（補助対象設備の設置をリース又はP P Aで行う場合を除く。）
- (4) 住民票謄本の写し(続柄の記載されたもの)（補助事業者が、第7条の補助金の交付申請の際に本市の先行地域内に住民登録をしている場合を除く。）及び住民基本台帳の閲覧同意書（地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金交付申請書（第1号様式）第2面の住民基本台帳の閲覧同意書に同意している場合を除く。）
- (5) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真（当該補助対象設備の設置前、設置工事施工中及び設置後の写真で当該補助対象設備の設置前、設置工事施工中及び設置後で同じ位置から撮影したもの及び補助対象設備の型式がわかるもの）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金額の確定)

第14条 市長は、規則第13条の規定により、交付すべき補助金の額を確定した場合は、地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金交付額確定通知書（第12号様式）により、補助事業者及び共同補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助事業者又は共同補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、その額を超える補助金が既に交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を補助事業者又は共同補助事業者へ命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は市長が命令した日から20日以内とし、期限内に返還がない場合は、同項の命令を受けた補助事業者又は共同補助事業者はその未納に係る日数に応じて補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第19条第2項に規定する割合で計算した延滞金を市長に納付しなければならない。

4 補助事業者及び共同補助事業者は、第1項の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、当該補助金に関して、違約金、返還金その他補助金に

代わる収入があったことその他補助対象経費を減額すべき事情がある場合は、市長に対し当該補助対象経費を減額して作成した実績報告書を前条の規定に準じて提出するものとする。

5 市長は、補助事業者及び共同補助事業者から前項に規定する実績報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査の上、予算の範囲内で再度補助金の額の確定を行い、地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金交付額確定通知書（第12号様式）により当該補助事業者及び共同補助事業者に通知するものとする。

6 第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

（交付の請求）

第15条 補助事業者及び共同補助事業者が規則第15条の規定により、補助金の交付を請求しようとする場合は、地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金交付請求書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第16条 市長は、規則第17条第3項の規定により準用する規則第6条の規定に係る通知は、地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金交付決定取消通知書（第14号様式）により行うものとする。

（財産の管理）

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

（財産処分の制限）

第18条 補助事業者及び共同補助事業者は、規則第23条に定めるもののほか、財産処分制限期間内に、取得財産等を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 取得財産等のうち、規則第23条第2号の規定により市長が指定するものは、取得財産等の取得価格が単価50万円以上の機器、器具及び備品とする。

3 補助事業者及び共同補助事業者が第1項又は規則第23条本文に規定する市長の承認を得ようとする場合は、地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金取得財

産等処分承認申請書（第15号様式）を市長に提出しなければならない。

- 4 市長は、前項の申請書が提出された場合は、その内容を審査し、承認の可否を決定し、その結果を地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金取得財産等処分承認（却下）通知書（第16号様式）により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。
- 5 補助事業者及び共同補助事業者は、前項の規定による承認の通知を受けた場合において、財産処分制限期間の満了日までの月数（1箇月未満の期間は算入しない。）の割合に相当する補助金額（1,000円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。）を返還しなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、当該財産処分が天災、補助事業者及び共同補助事業者の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合においては、市長は返還すべき補助金額の全部又は一部を免除することができる。

（協力）

第19条 市長は、補助事業者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

（1） 地域脱炭素省エネ設備導入事業その他の本市の地域脱炭素事業に関する調査

（2） 本市が推進する地域脱炭素施策に関する協力を依頼する事項

- 2 補助事業者は、前項各号に掲げる事項について、市長から協力を要請された場合は、これに応じ、必要な書類を提出するものとする。

（書類の整備等）

第20条 補助事業者及び共同補助事業者は、補助対象経費に係る帳簿及び全ての証拠書類を、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者及び共同補助事業者は、取得財産等について財産処分制限期間を経過しない場合は、管理するための台帳その他の関係書類を保存しなければならない。
- 3 市長は、前2項の帳簿及び書類について必要があると認める場合は補助事業者及び共同補助事業者に提出を求め、説明を求めることができる。この場合において、補助事業者及び共同補助事業者は遅滞なく協力しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第21条 市長は、補助事業者又は共同補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この告示の規定に違反した場合
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けた場合
- (3) 補助事業者が補助金の交付決定の日から、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して財産処分制限期間が経過するまでの間、市に納付すべき税に滞納が生じた場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた場合

2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金交付決定取消通知書(第14号様式)により、補助事業者及び共同補助事業者に通知するものとする。

(返還)

第22条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

(住民票の写し等の提出)

第23条 補助事業者は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して財産処分制限期間が経過するまでの間、市長が別に定める時期に、毎年度、次に定める書類を市長に提出しなければならない。ただし、地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金交付申請書(第1号様式)若しくは地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金実績報告書(第10号様式)において当該補助事業者の住民登録について市長が確認することについて同意した場合又は同意書(第17号様式)を市長に提出した場合は第1号に規定する書類を、市税等納付状況確認同意書(第4号様式)を市長に提出した場合は第3号に規定する書類を、及び地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金実績報告書(第10号様式)において補助事業者と本市の区域内に本店を有する小売電気事業者が締結している再生可能エネルギーの購入に係る契約の内容について、市長が当該小売電気事業者に照会し、当該小売電気事業者が当該照会に対して回答することについて同意

した場合は第3号に規定する書類を省略することができる。

- (1) 住民票謄本（続柄の記載されたもの）の写し
 - (2) 市に納付すべき税の納税証明書の写し
 - (3) 本市の区域内に本店を有する小売電気事業者から購入した再生可能エネルギーの料金の領収書その他当該小売電気事業者から再生可能エネルギーを購入したことを証する書類の写し
- (委託)

第24条 市長は、第7条の地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金交付申請書（第1号様式。次項において「申請書」という。）、第13条の地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金実績報告書（第10号様式）及び第15条の地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金交付請求書（第13号様式）（以下これらを「申請書等」という。）の受付に係る事務を事業計画に記載する法人（以下「委託法人」という。）に委託することができる。

2 委託法人は、申請者及び共同申請者から提出された申請書又は補助事業者及び共同補助事業者から提出された第13条の地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金実績報告書（第10号様式）及び第15条の地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金交付請求書（第13号様式）が当該委託法人の事務所に到達した場合は、当該申請書等の記載事項に不備がないこと、申請書等に必要な書類が添付されていることその他本告示に定められた申請書等の形式上の要件を確認し、当該要件に適合しない申請書等については、速やかに、申請者及び共同申請者又は補助事業者及び共同補助事業者に対し相当の期間を定めて当該申請書等の補正を求めるものとする。

3 委託法人は、前項の形式上の確認後、当該要件に適合していると認める申請書等を、又は同項の補正を求めたが相当の期間が経過しても当該補正に申請者若しくは共同申請者又は補助事業者若しくは共同補助事業者が応じない場合は当該相当の期間の経過後の申請書等を、速やかに市長に送付するものとする。

4 委託法人が申請書等を受け付けた日をもって、市長が当該申請書等を受け付けた日とみなす。

5 委託法人の第2項の規定による確認をもって、第8条の補助金の交付の可否の決定、第14条の補助金の額を確定があったものと解釈してはならない。

6 前各項に定めるもののほか、第1項の規定による申請書等の受付に係る事務の委託に関し、必要な事項は別に委託法人と市長が締結する契約において定める。

(個人情報の取扱い)

第25条 本市は、補助金の交付その他の執行において個人情報を収集するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第61条第1項の規定に準じて、その利用する目的を明確にし、個人情報を取り扱う事務を遂行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、行うものとする。

2 収集した個人情報は、本市のほか、本市と個人情報に関する秘密保持契約を締結した委託法人において、補助金の交付その他補助金に係る事務及び第19条に規定する協力その他の事務のために必要な範囲に限り、利用することができるものとする。

3 個人情報の取扱いに当たっては、匝瑳市個人情報保護法律施行条例（令和5年匝瑳市条例第2号）その他関係法令の本旨に従い、適正に行うものとする。

(その他)

第26条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年6月1日までの間において市長が別に告示する日から施行する。

(適用区分)

2 この告示は、令和7年度分の補助金から適用する。

(失効)

3 この告示は、令和11年3月31日限り、失効する。

(失効に伴う経過措置)

4 この告示の失効の際、現に前項の規定による失効前の匝瑳市地域脱炭素省エ

ネ設備導入事業補助金交付要綱（以下「失効前の告示」という。）第8条の規定により市長が補助金の交付の決定をした者に係る失効前の告示第22条及び第23条の規定については、同項の規定による失効後も、なお効力を有する。

附 則（令和7年匝瑳市告示第48号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和7年匝瑳市告示第52号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和7年匝瑳市告示第58号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和7年匝瑳市告示第62号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表第1（第3条、別表第7、第10号様式関係）

補助対象設備の要件

補助対象設備の種類	補助対象設備の要件
蓄電池	<p>(1) 原則として、再生可能エネルギー発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。</p> <p>(2) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>(3) 設置する蓄電池の容量は20Kwh未満であること。</p> <p>(4) 次の全ての要件を満たすこと。</p> <p>ア 蓄電池部（初期実効容量（JIS（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。）C4413で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方とする。）1.0kwh以上）とパワーコンディショナーその他の電力変換装置等から構成されるシステムで、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであり、かつ、当該システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。</p> <p>イ 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービスその他の事項について、所定の表示がなされていること。なお、初期実効容量、定格出力、保有期間、廃棄方法及びアフターサービスの所定の表示は、次のものとする。</p> <p>(ア) 初期実効容量 初期実効容量を明示すること。 なお、初期実効容量とは、製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量とする。ただし、使用者が独自に指定できない領域は含まない（算出方法は、JISC4413を参照すること。）。</p> <p>(イ) 定格出力 定格出力を明示すること。 なお、定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は、W、kW、MWのいずれかとする。</p> <p>(ウ) 保有期間 法定耐用年数の期間、適正な管理及び運用を図ることを明示すること。</p> <p>(エ) 廃棄方法 使用済み蓄電池を適切に廃棄又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。また、蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。</p> <p>【表示例】 「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へ御連絡ください。」</p> <p>(オ) アフターサービス</p>

	<p>国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。</p> <p>ウ 蓄電池部の安全基準は、J I S C 8 7 1 5 - 2 又は I E C 規格 6 2 6 1 9 の規格を満足すること。</p> <p>エ 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムに限る。）は、J I S C 4 4 1 2 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める J I S C 4 4 1 2 規格の適用の猶予期間中は、J I S C 4 4 1 2 - 1 又は J I S 規格 C 4 4 1 2 - 2 の規格も可とする（この場合において、J I S C 4 4 1 2 - 2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第 8」に準拠すること。）。</p> <p>オ リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムの蓄電池は、第三者認証機関（電気用品安全法（昭和 3 6 年法律第 2 3 4 号）第 3 3 条に規定する国内登録検査機関であり、かつ、I E C E E - C B 制度に基づく国内認証機関（N C B）であるものに限る。）の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。</p> <p>カ メーカー保証（メーカー保証期間内の補償費用が無償であるものに限る。）及びサイクル試験による性能の双方が 1 0 年以上の蓄電システムであること（メーカー保証のメーカーには蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含み、メーカー保証には販売店保証その他の当該機器製造事業者以外の保証は含めない。）。ただし、日本電機工業会規格（J E M）で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方とする。）が 1 . 0 k W h 未満の蓄電システムは対象外とする（なお、蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。）。</p> <p>(5) 蓄電池を設置した後の住宅の想定年間消費電力量をまかなうことができる再生可能エネルギー発電設備と接続するものであること。ただし、当該想定年間消費電力量に対して、再生可能エネルギー発電設備容量が不足する場合又は当該再生可能エネルギー発電設備で発電する想定年間電力量（当該再生可能エネルギー発電設備から当該住宅以外に電力を供給している場合には当該住宅以外に供給する想定年間電力量を除く。）が不足する場合については、その不足分を本市の区域内に本店を有する小売電気事業者（電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者をいう。以下同じ。）からの再生可能エネルギー電力証書（グリーン電力証書、再生可能エネルギー電力由来 J クレジット、F I T 非化石証書又は非 F I T 非化石証書（再生可能エネルギー指定））の購入又は再生可能エネルギー電力メニューによる調達で補うことができること。</p>
既存住宅断熱改修	<p>(1) 設置する製品については、環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅の断熱リフォーム支援事業）」において補助対象となる製品であること。また、改修する部位につい</p>

	<p>ては、当該既存住宅の断熱リフォーム支援事業のエネルギー計算結果早見表を使用すること。</p> <p>(2) 居間又は主たる居室(就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等)を中心に改修すること(居間又は主たる居室を含まない改修を行う場合は、改修率要件を満たしていても補助金の交付の対象外とする)。</p> <p>(3) 設置する高性能建材である断熱材並びに窓及びガラスは、原則、改修する居室等の外皮部分(外気に接する部分)全てに設置又は施工すること。</p> <p>(4) 玄関外皮の窓を改修する場合は、玄関ドアと一体でない窓及びガラスは改修すること。ただし、玄関ドアと一体不可分な開口部(袖ガラス、欄間ガラス等)は改修の対象外としてもよい。</p> <p>(5) 断熱材並びに窓及びガラスを改修する場合は、原則、外皮部分(外気に接する部分)のみ補助金の交付対象とする。</p> <p>(6) 既存住宅断熱改修を行った後の住宅の想定年間消費電力量を賄うことができる再生可能エネルギー発電設備と接続するものであること。ただし、再生可能エネルギー発電設備が設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して再生可能エネルギー発電設備容量が不足する場合については、その不足分を本市の区域内に本店を有する小売電気事業者からの再生可能エネルギー電力証書(グリーン電力証書、再生可能エネルギー電力由来Jクレジット、FIT非化石証書又は非FIT非化石証書(再生可能エネルギー指定))の購入又は再生可能エネルギー電力メニューによる調達で補うことができること。</p>
<p>高効率空調機器及び高効率給湯器(以下「高効率空調機器等」という。)</p>	<p>(1) 高効率空調機器等を設置した後の住宅の想定年間消費電力量をまかなうことができる再生可能エネルギー発電設備と接続するものであること。ただし、再生可能エネルギー発電設備が設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して再生可能エネルギー発電設備容量が不足する場合については、その不足分を本市の区域内に本店を有する小売電気事業者からの再生可能エネルギー電力証書(グリーン電力証書、再生可能エネルギー電力由来Jクレジット、FIT非化石証書又は非FIT非化石証書(再生可能エネルギー指定))の購入又は再生可能エネルギー電力メニューによる調達で補うことができること。</p> <p>(2) 次に掲げるもので、従来の高効率空調機器等に対して二酸化炭素削減効果が得られること。</p> <p>ア 自然冷媒ヒートポンプ式電気給湯器(エコキュート)</p> <p>イ LPガスを燃料とする潜熱回収型給湯器(エコジョーズ)</p> <p>ウ 高効率直圧式石油給湯器(エコフィール)</p> <p>エ ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器(エコワン)その他のハイブリット給湯器</p> <p>(3) 高効率空調機器等の設置の工事を市内施工業者(本市の区域内に、本店、支店若しくは営業所を有する法人又は住所を有する個人事業主をいう。)が施工すること。</p>

別表第2（第3条関係）

財産処分制限期間

補助対象設備の種類	財産処分制限期間の年数
蓄電池	6年
既存住宅断熱改修	10年
高効率空調機器等	6年

別表第3（第5条、第10条、別表第7、第10号様式関係）

補助対象設備を設置する住宅の要件

補助対象設備の種類	補助対象設備を設置する住宅の要件
蓄電池	<p>(1) 専用住宅又は併用住宅（店舗、事務所その他非居住部分を除く。）であること。</p> <p>(2) 次のアからウまでのいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者（共同補助事業者を除く。この号において同じ。）自らが所有し、かつ、居住する本市の先行地域内に所在する住宅であること。</p> <p>イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために本市の先行地域内に新築する住宅であること。</p> <p>ウ 第三者が所有し、又は補助事業を実施する者以外に共有者がいる場合で当該補助事業を実施する者自らが居住する本市の先行地域内に所在する住宅であること。</p>
既存住宅断熱改修	<p>(1) 専用住宅又は併用住宅（店舗、事務所その他非居住部分を除く。）であること。</p> <p>(2) 既存住宅断熱改修の工事に着工する前日までに建築工事が完了していること。</p> <p>(3) 次のア又はイのいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者（共同補助事業者を除く。この号において同じ。）自らが所有し、かつ、居住する本市の先行地域内に所在する住宅であること。</p> <p>イ 第三者が所有し、又は補助事業を実施する者以外に共有者がいる場合で当該補助事業を実施する者自らが居住する本市の先行地域内に所在する住宅であること。</p>

高効率空調機器等	<p>(1) 専用住宅又は併用住宅（店舗、事務所その他非居住部分を除く。）であること。</p> <p>(2) 次のアからウまでのいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者（共同補助事業者を除く。この号において同じ。）自らが所有し、かつ、居住する本市の先行地域内に所在する住宅であること。</p> <p>イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために本市の先行地域内に新築する住宅であること。</p> <p>ウ 第三者が所有し、又は補助事業を実施する者以外に共有者がいる場合で当該補助事業を実施する者自らが居住する本市の先行地域内に所在する住宅であること。</p>
----------	---

別表第4（第6条関係）

補助対象経費

補助対象設備の種類	補助対象経費
蓄電池	設備本体（蓄電池部（初期実効容量（JIS C 4413で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方とする。）1.0kwh以上）とパワーコンディショナーその他の電力変換装置等から構成されるシステムで、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであり、かつ、当該システム全体を統合して管理するための番号が付与されているもの）の購入費及び工事費（据付・配線工事等）
既存住宅断熱改修	設備本体（高性能建材であるガラス、窓、断熱材及び玄関ドアのことをいう。以下この項において同じ。）並びに設備本体の設置に直接的にかかわる工事費等（設備本体の取付け費、内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠、カバー工法によるサッシ、外部・内部シーリング等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等） ※ 網戸、雨戸その他の窓付属部材費は、補助対象経費に含まない。
高効率空調機器等	設備本体（貯湯ユニット等）及び付属品（リモコン等）の購入費並びに工事費（据付・配線・配管工事等）

別表第5（第6条関係）

補助事業に係る補助金の補助率及び上限額

補助対象設備の種類	補助事業に係る補助金の補助率及び上限額
蓄電池	補助対象経費×3/4（上限額 100万円）
既存住宅断熱改修	補助対象経費×2/3（上限額 120万円/戸（このうち、玄関ドアは上限5万円/戸））
高効率空調機器等	補助対象経費×2/3（上限額 高効率換気空調設備20万円 高効率給湯器60万円）

別表第6 (第7条、第10条、第7号様式関係)

補助金の交付申請書の添付書類

補助対象設備の種類	添付書類
蓄電池	(1) 補助対象設備のメーカー、型式、性能その他の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書その他の書類）の写し (2) 補助対象設備を設置する建築物に係る登記事項証明書の写し (3) 補助対象設備の設置予定図面（平面図及び立面図） (4) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
既存住宅断熱改修	(1) 既存住宅断熱改修に用いる高性能建材であるガラス、窓、断熱材及び玄関ドアの製品に係るメーカー、型式、性能その他の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書その他の書類）の写し (2) 既存住宅断熱改修を実施する建築物に係る登記事項証明書の写し (3) 補助対象設備の設置予定図面（平面図及び立面図） (4) 既存住宅断熱改修工事着工の前日までに当該住宅の建築工事が完了していることを確認できる書類の写し (5) 既存住宅断熱改修箇所に係る当該既存住宅断熱改修前の現況写真 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
高効率空調機器等	(1) 補助対象設備のメーカー、型式、性能その他の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書その他の書類）の写し (2) 補助対象設備を設置する建築物に係る登記事項証明書の写し (3) 補助対象設備の設置予定図面（平面図及び立面図） (4) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

別表第7 (第13条関係)

補助金の実績報告書の添付書類

補助対象設備の種類	添付書類
蓄電池	(1) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し (2) 補助対象設備が別表第1「蓄電池」の項第1号から第5号までに掲げる要件を満たすことを証する書類 (3) 補助対象設備を設置する住宅が別表第3「蓄電池」の項第2号に掲げる要件を満たすことを証する書類 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
既存住宅断熱改修	(1) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し(補助対象設備の性能を証明する書類の写しでも差し支えない。) (2) 補助対象設備が別表第1「既存住宅断熱改修」の項第6号に掲げる要件を満たすことを証する書類 (3) 補助対象設備を設置する住宅が別表第3「既存住宅断熱改修」の項第2号に掲げる要件を満たすことを証する書類 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
高効率空調機器等	(1) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し (2) 補助対象設備が別表第1「高効率空調機器及び高効率給湯器(以下「高効率空調機器等」という。)」の項第1号に掲げる要件を満たすことを証する書類 (3) 補助対象設備を設置する住宅が別表第3「高効率空調機器等」の項第2号に掲げる要件を満たすことを証する書類 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第1号様式（第7条、第13条、第23条、第24条関係）
（第1面）

地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金交付申請書

年 月 日

匝瑳市長 あて

申請者 住 所
氏 名
電 話

（補助対象設備の設置をリース又はP P Aで行う場合）

共同申請者 （リース事業者又 住 所
はP P A事業者） 氏 名
電 話

（法人の場合） 所在地
名 称

代表者職氏名
電 話

地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金の交付を受けたいので、匝瑳市補助金等
交付規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助対象設備の種類 ※ 該当設備に <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 蓄電池 <input type="checkbox"/> 既存住宅断熱改修 <input type="checkbox"/> 高効率空調機器 <input type="checkbox"/> 高効率給湯器
補助対象設備を設置する 住宅の所在地	
補助金交付申請額	円
補助対象設備の概要	別紙のとおり
補助対象設備を設置する 建物の種類別 ※ 既存住宅断熱改修 は、1のみ	1 既存の住宅に補助対象設備を設置する。 2 住宅の新築に併せて補助対象設備を設置す る。 (2の場合 入居予定 年 月)
補助対象設備を設置する 住宅の所有者又は共有者 の氏名	

承 諾 書

(承諾者が多数の場合は、別途、承諾を受けていることが確認できる書類を添付すること。)

※ 申請者と住宅の所有者が異なる場合又は住宅に申請者以外の共有者がいる
場合は、下記に所有者又は共有者の署名をお願いします。

私は、私の所有し、又は共有する住宅に補助金申請者が地域脱炭素省エネ設
備導入事業補助金の交付対象となる設備を設置することについて、承諾してい
ます。

年 月 日

住所
氏名（署名）

(第2面)

住民基本台帳の閲覧同意書

※ 該当するものに☑

私は、地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金の交付を受けた日の属する年度及び当該年度の翌年度から起算して財産処分制限期間が経過するまでの間、市長が別に定める時期に、私の住民登録について市長が公簿等により確認することに、

同意します。 ・ 同意しません。

※1 同意いただける場合は、添付書類の(4)住民票謄本(続柄の記載されたもの)の写しの提出は必要ありません。

※2 同意いただける場合は、当該補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して財産処分制限期間が経過するまでの間、市長に住民票謄本(続柄の記載されたもの)の写しを提出する必要はありません。

※3 同意いただけない場合は、当該補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して財産処分制限期間が経過するまでの間、市長が別に定める時期に、毎年度、住民票謄本(続柄の記載されたもの)の写しを提出していただくこととなります。

(添付書類)

- (1) 補助対象設備の概要(第2号様式)
- (2) 補助対象設備の設置に係る経費の内訳が記載された見積書その他の書類の写し(補助対象設備の設置をリースで行う場合はリース事業者又はPPAで行う場合はPPA事業者が購入する補助対象設備の購入費及び工事費が確認できる書類の写し)
- (3) 補助対象設備の設置に係るリース料金又はPPA料金の算定根拠明細書(第3号様式)(補助対象設備の設置をリース又はPPAで行う場合のみ)
- (4) 住民票謄本(続柄の記載されたもの)の写し及び住民基本台帳の閲覧同意書(地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金交付申請書(第1号様式)第2面)
- (5) 市に納付すべき税の納税証明書の写し又は市税等納付状況確認同意書(第4号様式)
- (6) 補助対象設備を設置する住宅の位置が確認できる地図及び設計図、平面図その他の当該補助対象設備が設置される個所が分かる図面
- (7) 申請者が住宅の所有者ではない場合又は住宅に申請者以外の共有者がいる場合は、当該住宅の所有者又は共有者の全員から補助対象設備の設置の承諾を受けていることが確認できる書類

(第3面)

- (8) 法人に係る登記事項証明書(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)の写し(補助対象設備の設置をリース又はPPAで行う場合のみ)
- (9) 補助事業により設置した補助対象設備について財産処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類(補助対象設備の設置をリース又はPPAで行う場合のみ)
- (10) 誓約書(第5号様式)
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

※ 補助対象設備の種類に応じ、次の表の書類又は図面を添付してください。

補助対象設備の種類	添付書類
蓄電池	(1) 補助対象設備のメーカー、型式、性能その他の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書その他の書類）の写し (2) 補助対象設備を設置する建築物に係る登記事項証明書の写し (3) 補助対象設備の設置予定図面（平面図及び立面図） (4) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

補助対象設備の種類	添付書類
既存住宅断熱改修	(1) 既存住宅断熱改修に用いる高性能建材であるガラス、窓、断熱材及び玄関ドアの製品に係るメーカー、型式、性能その他の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書その他の書類）の写し (2) 既存住宅断熱改修を実施する建築物に係る登記事項証明書の写し (3) 補助対象設備の設置予定図面（平面図及び立面図） (4) 既存住宅断熱改修工事着工の前日までに当該住宅の建築工事が完了していることを確認できる書類の写し (5) 既存住宅断熱改修箇所に係る当該既存住宅断熱改修前の現況写真 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

補助対象設備の種類	添付書類
高効率空調機器等	(1) 補助対象設備のメーカー、型式、性能その他の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書その他の書類）の写し (2) 補助対象設備を設置する建築物に係る登記事項証明書の写し (3) 補助対象設備の設置予定図面（平面図及び立面図） (4) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第2号様式（第7条、第1号様式関係）補助対象設備の概要

1 蓄電池

製造者名		
品名番号（設備本体）		
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費 ※ 消費税及び地方消費税を除く。		円
補助金交付申請額 補助対象経費の4分の3 （上限額 100万円） （1,000円未満切り捨て）		円

2 既存住宅断熱改修

種別 ※種別に <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ガラス <input type="checkbox"/> 窓 <input type="checkbox"/> 断熱材 <input type="checkbox"/> 玄関ドア	
製造者名		
製品名		
種別 ※種別に <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ガラス <input type="checkbox"/> 窓 <input type="checkbox"/> 断熱材 <input type="checkbox"/> 玄関ドア	
製造者名		
製品名		
種別 ※種別に <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ガラス <input type="checkbox"/> 窓 <input type="checkbox"/> 断熱材 <input type="checkbox"/> 玄関ドア	
製造者名		
製品名		
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費 ※ 消費税及び地方消費税を除く。		円
補助金交付申請額 補助対象経費の3分の2 （上限額 120万円/戸（このうち、玄関ドアは上限額5万円/戸）） （1,000円未満切り捨て）		円

3 高効率空調機器等

種別 ※種別に <input checked="" type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 高効率空調機器	<input type="checkbox"/> 高効率給湯器
製造者名			
品名番号 (設備本体)			
事業期間	着工予定日	年	月 日
	完了予定日	年	月 日
市内施工事業者		住 所 氏 名 電 話 (法人の場合) 所在地 名 称 代表者職氏名 電 話	
補助対象経費 ※ 消費税及び地方消費税を除く。		円	
補助金交付申請額 補助対象経費の3分の2 (上限額 高効率換気空調設備 20万円 高効率給湯器60万 円) (1,000円未満切り捨て)		円	

第3号様式（第7条、第1号様式関係）

リース料金又はPPA料金の算定根拠明細書

匝瑳市長 あて

共同申請者 リース事業者又はリース事業者住所氏名
 はPPA事業者電話番号
 (法人の場合) 所在地名称
 代表者職氏名
 電話番号

リース先又はリース先住所氏名
 はPPA先電話番号

補助事業で導入する設備については、下記のとおりであることについて間違いありません。

また、注意事項に記載されている内容について、間違いがないこと及び補助金交付後も遵守することを誓約します。

記

対象設備	リース期間又はPPA期間(月数)	匝瑳市補助金額(a)	リース料金又はPPA料金総額 ※ 前払金を含む、税抜き金額		
			補助金なしの場合(b)	補助金ありの場合(c)	差額(d) ((b) - (c))

(注意事項)

- (1) 補助金ありの場合のリース料金(PPAの場合はPPA料金)総額(c)又はこれをリース期間(PPAの場合はPPA期間)で除した月額リース料金(PPAの場合は月額PPA料金)が、リース契約書(PPAの場合はPPA契約書)で確認できること。リース契約書(PPAの場合はPPA契約書)から、これが確認できない場合は、補助金額をリース料金(PPAの場合はPPA料金)から差し引いてリース契約(PPAの場合はPPA)を再締結するか、補助金額確定後又は入金後に補助金額をリース料金(PPAの場合はPPA料金)から減額し、月々のリース料金(PPAの場合はPPA料金)へ反映することを明記した覚書その他の書面をリース事業者(PPAの場合はPPA事業者)及びリース先(PPAの場合はPPA先)で締結の上、提出すること。
- (2) 補助金ありの場合となしの場合のリース料金総額(PPAの場合はPPA料金総額)の差額(d)が、匝瑳市補助金額(a)以上であること。
- (3) 匝瑳市補助金の金額分は、月額リース料金(PPAの場合は月額PPA料金)を減額する形でリース先(PPAの場合はPPA先)に還元されること。リース契約(PPAの場合はPPA)とは別にリース先(PPAの場合はPPA先)に支払われる形は認めない。

(4) リース期間（P P Aの場合はP P A期間）が財産処分制限期間より短い場合は、リース期間終了後（P P Aの場合はP P A期間終了後）にリース先（P P Aの場合はP P A先）が対象設備を購入する契約となっていること。

第4号様式（第7条、第23条、第1号様式関係）

市税等納付状況確認同意書

年 月 日

匝瑳市長 あて

私は、地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金の交付を受けた日の属する年度及び当該年度の翌年度から起算して財産処分制限期間が経過するまでの間、私が匝瑳市に納付すべき市税及び私が国民健康保険の被保険者である場合には私の属する世帯の国民健康保険税の納付状況について、市長が公簿等により確認することに同意します。

同意者（申請者） 住 所
氏 名

（申請者が国民健康保険の被保険者である場合で、かつ、当該申請者の属する世帯の世帯主でない場合のみ当該世帯主の同意をお願いします。）

私は、申請者が匝瑳市の国民健康保険の被保険者である場合には地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金の交付を受けた日の属する年度及び当該年度の翌年度から起算して財産処分制限期間が経過するまでの間、私が匝瑳市に納付すべき国民健康保険税の納付状況について、市長が公簿等により確認することに同意します。

同意者（申請者が属する世帯の世帯主） 住 所
氏 名

第5号様式（第7条、第1号様式関係）

誓約書

私が、匝瑳市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員若しくは暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと及び将来についてもないこと並びに補助対象設備の設置をリース又はP P Aで行う場合にはリース事業者（P P Aの場合はP P A事業者）（当該リース事業者（P P Aの場合は当該P P A事業者）

が法人の場合は、当該法人の代表者及び役員をいう。以下同じ。）には、暴力団員又は暴力団密接関係者がいないこと及び将来についてもいないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、私及び当該リース事業者（P P Aの場合は当該P P A事業者）が不利益を被ることとなっても、匝瑳市には異議を申し立てません。

年 月 日

匝瑳市長 あて

誓約者 住 所
氏 名

（補助対象設備の設置をリース又はP P Aで行う場合）

誓約者 （リース事業者又はP P A事業者） 住 所
氏 名
電 話

（法人の場合） 所在地
名 称

代表者 職氏名
電 話

第 年 月 日 号

様

匝瑳市長



地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金交付決定（却下）通知書
年 月 日付けで申請のあった地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金について、下記のとおり決定したので、匝瑳市地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 決定区分 交付します ・却下します

2 交付決定した場合の交付決定額

交付決定額	円
（内訳） 蓄電池	円
既存住宅断熱改修	円
高効率空調機器	円
高効率給湯器	円

3 交付の条件

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業等に要する経費の配分の変更(市長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。この号において「財産処分承認基準」という。）に基づき行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、環境大臣又は地方環境事務局長が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条第1項の規定による法定利率により計算した延滞金を納付するものとする。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める条件

4 却下する場合の理由

第7号様式（第10条関係）

地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金変更等承認申請書

年 月 日

匝瑳市長 あて

補助事業者 住 所
氏 名
電 話

（補助対象設備の設置をリース又はP P Aで行う場合）

共同補助事業者 （リース事業者又 住 所
はP P A事業者） 氏 名
電 話

（法人の場合） 所在地
名 称

代表者職氏名
電 話

年 月 日付け第 号で交付決定のあった地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、匝瑳市地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、申請します。

記

1 変更等の内容

2 変更等の理由

3 添付書類 匝瑳市地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金交付要綱第7条各号及び別表第6に掲げる書類又は図面のうち当該変更に係るもの

第 年 月 日
号

様

匝瑳市長



地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金変更等承認（却下）通知書

年 月 日付けで申請（届出）のあった地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金の変更等（交付申請の取消）については、下記のとおり決定をした（匝瑳市補助金等交付規則第7条第2項の規定により、地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金の交付の決定がなかったものとみなした）ので、匝瑳市地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金等交付要綱第10条第2項（第11条第2項）の規定により通知します。

記

- 1 決定区分 承認します・却下します・（補助金の交付の決定がなかったものとみなします）

- 2 承認した場合の決定の内容

- 3 承認した場合の交付決定額 円
(内訳) 蓄電池 円
既存住宅断熱改修 円
高効率空調機器 円
高効率給湯器 円

- 4 交付の条件

- 5 承認しない場合の理由

第9号様式（第10条、第11条関係）

地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金交付申請取下届出書

年 月 日

匝瑳市長 あて

届出者（補助事業者） 住 所
氏 名
電 話

（補助対象設備の設置をリース又はP P Aで行う場合）
届出者（共同補助事業者（リース事業者又 住 所
はP P A事業者）） 氏 名
電 話
（法人の場合） 所在地
名 称
代表者職氏名
電 話

年 月 日付け第 号で交付決定のあった地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金について、下記のとおり取り下げたいので、匝瑳市補助金等交付規則第7条第1項の規定により届け出ます。

記

1 交付決定額	円
（内訳） 蓄電池	円
既存住宅断熱改修	円
高効率空調機器	円
高効率給湯器	円

2 取下げの理由

第10号様式（第10条、第13条、第23条、第24条、別表第3関係）
（第1面）

地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金実績報告書

年 月 日

匝瑳市長 あて

報告者（補助事業者） 住 所
氏 名
電 話

（補助対象設備の設置をリース又はP P Aで行う場合）

報告者（共同補助事業者（リース事業者又 住 所
はP P A事業者）） 氏 名
電 話

（法人の場合） 所在地
名 称

代表者職氏名
電 話

年 月 日付け第 号で交付決定のあった地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金について、匝瑳市地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金交付要綱第13条の規定により下記のとおり報告します。

記

補助金交付決定額	円
工事完了日	年 月 日
住民基本台帳の閲覧同意書 (地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金の交付申請書の第2面の住民基本台帳の閲覧同意書に同意いただいた場合は、本欄の記入は不要です。)	
<p>※ 該当するものに<input checked="" type="checkbox"/></p> <p>私は、地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して財産処分制限期間が経過するまでの間、市長が別に定める時期に、私の住民登録について市長が公簿等により確認することに、 <input type="checkbox"/> 同意します。 ・ <input type="checkbox"/> 同意しません。</p> <p>※1 同意いただける場合は、添付書類の(4)住民票謄本(続柄の記載されたもの)の写しの提出は必要ありません。</p> <p>※2 同意いただける場合は、当該補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して財産処分制限期間が経過するまでの間、市長に住民票謄本(続柄の記載されたもの)の写しを提出する必要はありません。</p> <p>※3 同意いただけない場合は、当該補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して財産処分制限期間が経過するまでの間、市長が別に定める時期に、毎年度、住民票謄本(続柄の記載されたもの)の写しを提出していただくこととなります。</p>	

下記を確認し、

補助対象設備は、各法令、制度、手続等に準拠し、設置しています。

下記を確認し、

- 1 補助対象設備を設置した後の住宅の想定年間消費電力量を賄うことができる再生可能エネルギー発電設備と接続しています。
- 2 再生可能エネルギー発電設備を設置していませんので、本市の区域内に本店を有する小売電気事業者（以下この欄及び次欄において「**市内本店小売電気事業者**」という。）からの再生可能エネルギーを購入する契約を締結しています。→次欄の「再生可能エネルギー購入契約の状況確認同意書」の記入をお願いします。
- 3 補助対象設備を設置した後の住宅に接続している再生可能エネルギー発電設備では、当該住宅の想定年間消費電力量を賄うことができませんので、市内本店小売電気事業者からの再生可能エネルギーを購入する契約を締結しています。→次欄の「再生可能エネルギー購入契約の状況確認同意書」の記入をお願いします。

再生可能エネルギー購入契約の状況確認同意書

（補助対象設備を設置した後の住宅の想定年間消費電力量を賄うことができる再生可能エネルギー発電設備と接続している場合は、本欄の記入は不要です。）

※ 該当するものに

私は、地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金の交付を受けた日の属する年度及び当該年度の翌年度から起算して財産処分制限期間（当該補助金により取得した財産を、市長の承認を受けずに、当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない期間をいう。以下この欄において同じ。）が経過するまでの間、市長が別に定める時期に、私と市内本店小売電気事業者が締結している再生可能エネルギーを購入する契約の内容について、市長が当該市内本店小売電気事業者に照会し、当該市内本店小売電気事業者が当該照会に対して回答することに、

- 同意します。
- ・
- 同意しません。

※1 同意いただける場合は、次の表「既存住宅断熱改修」の項添付書類の欄「(2) 補助対象設備が別表第1「既存住宅断熱改修」の項第6号に掲げる要件を満たすことを証する書類」（例 市内本店小売電気事業者から購入した再生可能エネルギーの料金の領収書の写し等）の提出は、必要ありません。

※2 同意いただける場合は、当該補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して財産処分制限期間が経過するまでの間、市長が別に定める時期に、市内本店小売電気事業者から購入した再生可能エネルギーの料金の領収書その他市内本店小売電気事業者から再生可能エネルギーを購入したことを証する書類の写しを市長に、毎年度、提出する必要はありません。

※3 同意いただけない場合は、当該補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して財産処分制限期間が経過するまでの間、市長が別に定める時期に、毎年度、市内本店小売電気事業者から購入した再生可能エネルギーの料金の領収書その他市内本店小売電気事業者から再生可能エネルギーを購入したことを証する書類の写しを市長に、毎年度、提出していただくこととなります。

(第2面)

(添付書類)

- (1) 補助対象設備の概要(第11号様式)
- (2) 補助事業に係る工事請負契約書の写し
- (3) 領収書その他補助事業者が補助事業に係る費用を負担したことを証する書類の写し及びその内訳を示すものの写し(補助対象設備の設置をリース又はPPAで行う場合を除く。)
- (4) 住民票謄本(続柄の記載されたもの)の写し(補助事業者が、第7条の補助金の交付申請の際に本市の先行地域内に住民登録をしている場合を除く。)及び住民基本台帳の閲覧同意書(地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金交付申請書(第1号様式)第2面の住民基本台帳の閲覧同意書に同意している場合を除く。)
- (5) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真(当該補助対象設備の設置前、設置工事施工中及び設置後の写真で当該補助対象設備の設置前、設置工事施工中及び設置後で同じ位置から撮影したもの及び補助対象設備の型式がわかるもの)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

※ 補助対象設備の種類に応じ、次の表の書類又は図面を添付してください。

補助対象設備の種類	添付書類
蓄電池	(1) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し (2) 補助対象設備が別表第1「蓄電池」の項第1号から第5号までに掲げる要件を満たすことを証する書類 (3) 補助対象設備を設置する住宅が別表第3「蓄電池」の項第2号に掲げる要件を満たすことを証する書類 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
既存住宅断熱改修	(1) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し(補助対象設備の性能を証明する書類の写しでも差し支えない。) (2) 補助対象設備が別表第1「既存住宅断熱改修」の項第6号に掲げる要件を満たすことを証する書類の写し (3) 補助対象設備を設置する住宅が別表第3「既存住宅断熱改修」の項第2号に掲げる要件を満たすことを証する書類 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
高効率空調機器等	(1) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し (2) 補助対象設備が別表第1「高効率空調機器及び高効率給湯器(以下「高効率空調機器等」という。)」の項第1号に掲げる要件を満たすことを証する書類 (3) 補助対象設備を設置する住宅が別表第3「高効率空調機器等」の項第2号に掲げる要件を満たすことを証する書類 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第11号様式（第13条、第10号様式関係）

補助対象設備の概要

1 蓄電池

製造者名		
品名番号（設備本体）		
事業期間	着工日	年 月 日
	完了日	年 月 日
補助対象経費 ※ 消費税及び地方消費税を除く。		円
補助対象経費の4分の3 （上限額 100万円） （1,000円未満切り捨て）		円

2 既存住宅断熱改修

種別 ※種別に <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ガラス <input type="checkbox"/> 窓 <input type="checkbox"/> 断熱材 <input type="checkbox"/> 玄関ドア	
製造者名		
製品名		
種別 ※種別に <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ガラス <input type="checkbox"/> 窓 <input type="checkbox"/> 断熱材 <input type="checkbox"/> 玄関ドア	
製造者名		
製品名		
種別 ※種別に <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ガラス <input type="checkbox"/> 窓 <input type="checkbox"/> 断熱材 <input type="checkbox"/> 玄関ドア	
製造者名		
製品名		
事業期間	着工日	年 月 日
	完了日	年 月 日
補助対象経費 ※ 消費税及び地方消費税を除く。		円
補助対象経費の3分の2 （上限額120万円/戸（このうち、玄関ドアは上限額5万円/戸） （1,000円未満切り捨て）		円

3 高効率空調機器等

種別 ※種別に <input checked="" type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 高効率空調機器	<input type="checkbox"/> 高効率給湯器
製造者名			
品名番号 (設備本体)			
事業期間	着工日	年	月 日
	完了日	年	月 日
補助対象経費 ※ 消費税及び地方消費税を除く。		円	
市内施工事業者		住所 氏名 電話 (法人の場合) 所在地 名称 代表者職氏名 電話	
補助対象経費の3分の2 (上限額 高効率換気空調設備 20万円 高効率給湯器60 万円) (1,000円未満切り捨て)		円	

第12号様式（第14条関係）

第 年 月 日 号

様

匝瑳市長



地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金について、匝瑳市補助金等交付規則第13条の規定により、下記のとおり交付額を確定します。

記

交付確定額	円	
(内訳)		
蓄電池		円
既存住宅断熱改修		円
高効率空調機器		円
高効率給湯器		円

第13号様式（第10条、第15条、第24条関係）

地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金交付請求書

年 月 日

匝瑳市長 あて

請求者（補助事業者） 住 所
氏 名
電 話
(補助対象設備の設置をリース又はP P Aで行う場合)
請求者（共同補助事業者（リース事業者又 住 所
はP P A事業者）） 氏 名
電 話
(法人の場合) 所在地
名 称
代表者職氏名
電 話

年 月 日付け第 号で額の確定のあった地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金について、匝瑳市補助金等交付規則第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額 円

2 振込先

振込金融機関名		本支店名	
フリガナ			
口座名義			
口座の種類			
口座番号			

補助対象設備の設置をリース又はP P Aで行った場合は、共同補助事業者（リースの場合はリース事業者（P P Aの場合は当該P P A事業者））が指定する口座を記載すること。

第14号様式（第16条、第21条関係）

第 年 月 日

様

匝瑳市長



地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号をもって交付決定した地域炭素省エネ設備導入事業補助金については、下記のとおりその全部（一部）を取消したので、匝瑳市地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金交付要綱第16条（第21条第2項）の規定により通知します。

記

- 1 取消した補助金の額 円
- 2 取消後の補助金の額 円
- 3 取消の内容とその理由

第16号様式（第18条関係）

第 年 月 日
号

様

匝瑳市長



地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金取得財産等処分承認（却下）通知書
年 月 日付で申請のあった取得財産等の処分については、下記のとおり承認（却下）としたので、匝瑳市地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金交付要綱第18条第4項の規定により通知します。

記

1 決定区分 承認します・却下します

2 承認の条件

3 却下の場合の理由

4 納付額 円

第17号様式（第23条関係）

同意書

年 月 日

匝瑳市長 あて

私は、地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金の交付を受けた日の属する年度及び当該年度の翌年度から起算して財産処分制限期間が経過するまでの間、市長が別に定める時期に、私の住民登録について市長が公簿等により確認することに、同意します。

同意者（補助事業者） 住 所
氏 名